

投資家と企業の対話ガイドライン改訂案に対する意見

2021年5月5日
一般社団法人監査懇話会

はじめに

本年4月7日に意見募集に付された「投資家と企業の対話ガイドライン改訂案」に対して、監査役等(監査役、取締役監査等委員、取締役監査委員、監事)及び同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として以下のとおり「意見」を申し述べます。

1. 【監査役を選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】3-12修正(内部通報制度)

<改訂原案>

3-12. 内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、分かり易いものとなっているか。

<当会の意見>

以下のように修正する。

「3-12. 内部通報制度の運用の実効性を確保するため、内部通報に係る体制・運用実績について開示・説明する際には、経営トップ自らが明確なメッセージを継続的に発信しているか、独立性を有し透明性の高い通報ルートが構築されているか、通報に係る秘密保持の徹底がなされているか、通報に係るフォローアップは十分になされているか、通報者への不利益な取り扱いがされていないか等について、分かり易いものとなっているか。」

【理由】

ある程度具体的な開示・説明ポイントを明示しておかないと、企業の都合の良い説明に終わり投資家にとって満足のない結果になる懸念が残るので、少なくとも平成28年12月9日消費者庁が公示した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」の主要ポイントは明示しておきたい。

2. 【監査役を選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】3-10修正①(監査役を選任)

<改訂原案>

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が、監査役会の同意をはじめとする適切な手続を経て選任されているか。

<当会の意見>

3-10. 監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有

するし、かつ倫理観に富んだ人材が、監査役会の同意をはじめとする候補者の提案や同意など監査役会の主体的な関与の下、適切な手続を経て選任されているか。

【理由】

(1) 昨今の企業における不正会計事案をみると、財務・会計に関する十分な知見と経験を有した経営幹部が不正を主導した後に監査役に就任して、適切な監査機能の発揮を阻害した例が散見されるので、財務・会計に関する十分な知見をもった監査役こそ、健全な事業活動に必要な倫理観が求められる。

(2) 監査役を選任プロセスに関する項目が加わったのは評価できるが、「同意」という受け身的な姿勢では最高経営責任者が実質的に監査役を選任するという最大の問題を回避することが出来ない。監査役が人事的独立性を確保するためには、監査役会が候補者選定に主体的に関与することが不可欠である。

会社法では監査役の選任議案に関して監査役(会)の同意権(会社法 343 条 1 項)の外、選任議題請求権と選任議案の提案権(同 2 項)が規定されている。2 項は「監査役の選任に関し、取締役の意向に対する拒否権を有するだけでなく、積極的なイニシアティブもとれる仕組み」であり、この趣旨を積極的に活用した選任手続きの確立が求められる。

3. 【監査役の選任・機能発揮及び監査の信頼性の確保・実効性のあるリスク管理の在り方】 3-10 修正② (常勤監査等委員委員、監査委員)

<当会の意見>

3-10 に、下記文言を追記する。

「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定しているか。」

【理由】

(1) 監査役会にその選定が義務付けられている常勤の監査役は、①高度な情報収集能力の発揮、②組織的な監査の要としての役割発揮、③社外取締役及び監査役(非業務執行役員)との間の情報交換・意思疎通等を図るうえでの中核的な役割を果たしている。

(2) 他方、監査等委員会及び監査委員会(以下「委員会」という。)では、常勤の監査等委員及び常勤の監査委員(以下「常勤の委員」という。)の選定が法的に義務付けられてない。委員会が情報収集能力を高め、内部統制システムを活用した組織的な監査を遂行し、非業務執行取締役間での情報交換や意思疎通を図っていくためには、要となる常勤の委員が不可欠である。

非常勤者のみでは、そのような役割を発揮する委員がないため、常勤の委員

を設置している会社と比べ監査の質・量が著しく劣後するおそれが高い。

- (3) 公開かつ大会社では、委員会設置会社の健全性を確保するため、常勤の委員の選定を法的に義務付けるべきと考えるが、本ガイドラインにおいて、「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定しているか。」と明記すべきである。

以上